

公 告

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、組合経理規則第99条第3項の規定により公告する。

平成29年8月4日

高知県農業共済組合
組合長理事 松田 達夫

記

1. 工事内容

(1) 工事の名称

高知県農業共済組合本所事務所及び自動車車庫新築工事

(2) 工事の場所

- ① 吾川郡いの町枝川字森山 2410 番 22、字椋 2268 番 6
- ② 吾川郡いの町枝川字椋 2277 番 2

(3) 工事の概要

敷地面積

- ① 2,028.18 m²
- ② 812.00 m²

構造・規模

- ① 事務所 (S 造、2 階建て) 1 棟 : 延床面積 1,037.72 m²
自動車車庫 (S 造、平屋建て) 1 棟 : 延床面積 45.10 m²
自転車車庫 (S 造、平屋建て) 1 棟 : 延床面積 20.37 m²
- ② 自動車車庫 (S 造、平屋建て) 3 棟 : 延床面積 245.66 m²

①②とも建設に伴う外構工事 (盛土・整地・舗装等含む)、電気工事、機械設備工事を含む

(4) 工期

平成29年9月 日 (契約日) から平成30年5月31日まで

(5) 予定価格

368,300,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

(6) 最低制限価格の設定

設定する (事後公表)

(7) 設計監理委託業者

株式会社 ライト岡田設計

(8) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札参加資格者

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成 29 年度高知県建設工事入札参加資格において、「建築一式工事」の「A」の等級に格付けされ、経審点数「900 点以上」であること
- (2) 高知県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者
- (3) 当組合から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次の要件を一契約ですべて満たす工事（民間工事含む）の施工実績を有する者。
 - ① 15 年以内に元請として完成・引渡し完了したものであること。
 - ② 受注形態が単体又は出資比率が 20%以上の共同企業体であること。
 - ③ 最終請負金額（税込み）が 1 億円以上であること。
 - ④ RC 造、SRC 造又は鉄骨造による建築一式工事であること。
- (5) 本件に係る設計・施工監理業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 施工期間中、専任の監理技術者として、1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を持つ者を配置できること。

3. 入札参加申込み

- (1) 入札に参加しようとする者は当組合のホームページに提示した制限付一般競争入札参加申請書に資格審査に必要な書類（施工実績の確認できる契約書の写し及び配置技術者の証明書の写し）を添付の上、平成 29 年 8 月 22 日（火）午後 5 時までに持参又は郵送（必着）にて下記まで申し込むこと。

〒780-0861 高知市升形 10 番 5 号

高知県農業共済組合 総務課

- (2) 入札参加資格の有無の確認が完了したときはメールにて結果を回答する。
- (3) 設計図書等の配布

設計図書等は、入札参加資格のあることを確認した者に対して、平成 29 年 8 月 25 日（金）に CD-ROM にて送付する（参加資格がない申請者には設計

図書の送付は行わない。

4. 入札に関する問合せ

(1) 設計図書等の質疑

本件入札に関するの質疑は、質問書（様式は任意）を作成し、平成 29 年 9 月 4 日（月）午後 5 時までに電子メールにより下記あて送付することとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。

kikaku@nosai-kochi.or.jp

(2) 質疑への回答

平成 29 年 9 月 6 日（水）午後 5 時までに全参加申請者に対して質疑内容及び回答をメールで通知する。

5. 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

平成 29 年 9 月 14 日（木） 午前 10 時

(2) 入札場所

高知市升形 10 番 5 号

高知県農業共済組合 3 階会議室

なお、入札場所は変更する場合がある。変更の場合は、別途入札場所を通知するものとする。

6. 入札保証金

入札保証金は免除する。

7. 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の 10 分 1 以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

(1) 保証金（現金に限る）

(2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証事業会社の保証書

(3) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険による保証に係る証券

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札資格者以外の者が入札したとき。

- (2) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
- (4) 入札書の金額を訂正しているとき。

9. 入札の失格

入札額が最低制限価格を下回った場合は、失格とする。

10. その他

(1) 入札の辞退

入札参加受付済みの入札参加資格者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札日の前日（必着）までに郵送で提出しなければならない。

(2) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

落札となるべき入札額が同価格で2人以上となった場合は、入札会場において、当該入札者によるくじ引きによって落札者を決定する。

(3) 現場代理人等の届け出

この入札による落札者は、契約の締結前に工事中常駐させる現場代理人及び配置予定技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。別途指定する日までに提出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。

(4) 誓約書の作成

この入札による落札者は、契約書の提出時に別に定める「独占禁止法の遵守に係る誓約書」を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

なお、契約書の案及びその書式は、当組合にて閲覧することができる。

(5) 請負代金支払条件

工事請負契約締結後、保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、請負金額の10分の4の範囲内で前払いを行う。

また、前払いを受けた後においても請負金額の10分の2の範囲内で中間前払いを行うことができるものとする（部分払いは適用しないものとする）。